

相模原市告示第538号

特定生産緑地の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したことに伴い、次の特定生産緑地を変更したので、次のとおり告示する。

令和7年12月25日

相模原市長 本村 賢太郎

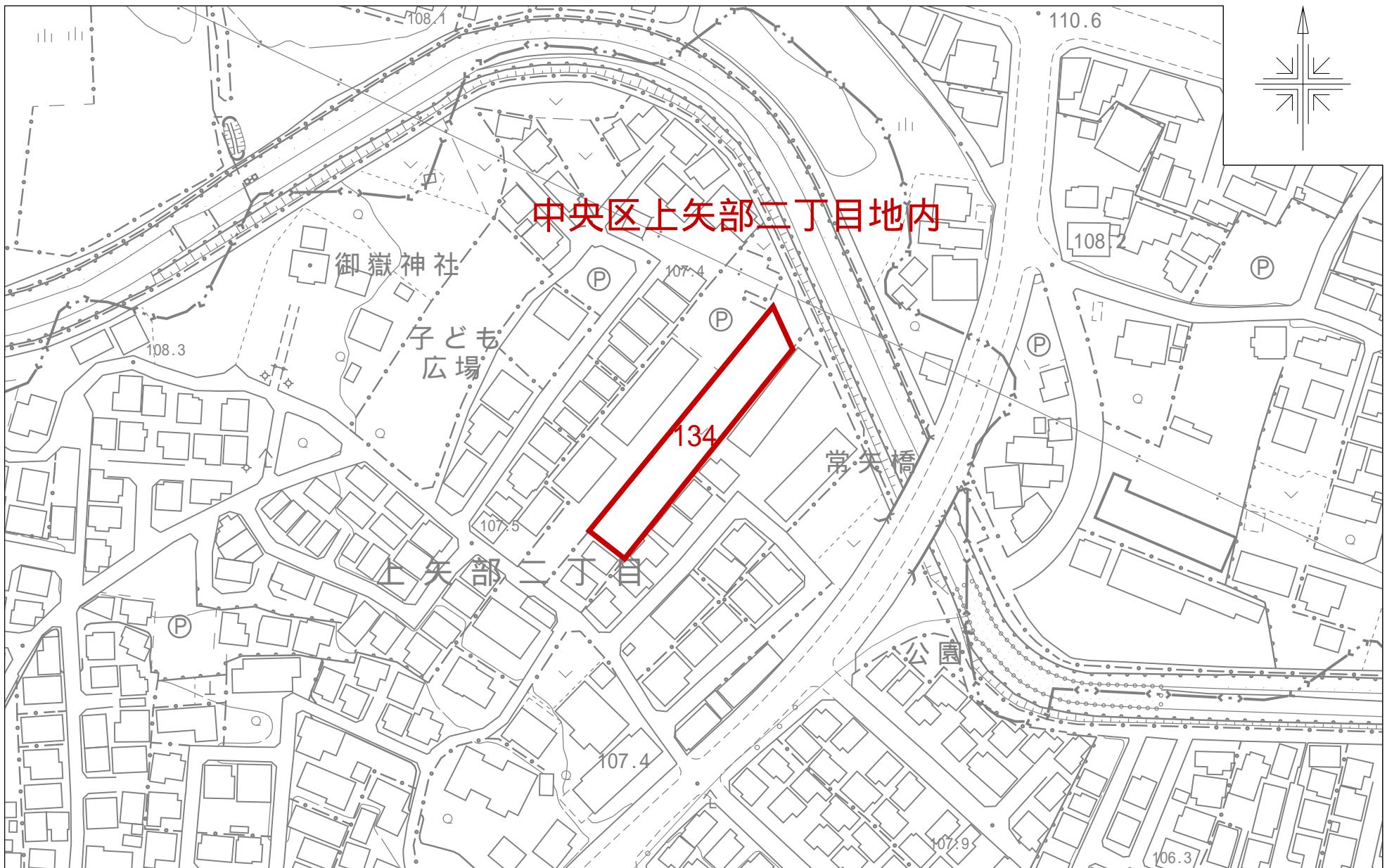
1 区域

別紙位置図のとおり

2 面積

別紙変更一覧のとおり

位置図



位置図



特定生産緑地の変更

箇所番号	所 在	面積 (m ²)		指定期限日 (指定の効力が消滅する日)
		変更前	変更後	
134	中央区上矢部二丁目地内	約880	約950	令和14年11月13日
418	中央区田名地内	約1,650	約1,660	令和14年11月13日